

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各都道府県の回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各都道府県の再検討要請に対する回答	15.各都道府県の回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各都道府県の再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
100010	第三セクターに係る農業生産法人の要件緩和	C	-	株式会社は、利益を追求し、その利益を株主へ分配することを目的とする法人であり、地方公共団体が出資している株式会社であっても、その基本的な性格は変わらず、地方公共団体が農業振興のために出資していることだけでは、地域における土地・水利用の混乱、農業の担い手との調和が図り得るかといった懸念を払拭することはできないため、農業生産法人制度において第三セクターを別扱いすることはできないと考え。		提案に係る第三セクター、(株)おさと地域振興公社は、町70%、農協28%、公共的な性格を有する商工会2%の出資割合により設立されている。 このようなケースでは、地域における土地・水利用の混乱、農業の担い手との調和が図り得るものと考えられ、地方自治体以外の出資比率が小さい場合には、事業要件、構成員要件、役員要件を緩和し、特区において農業生産法人として位置づけることはできないか、具体的に検討し、再度回答されたい。	C	-	農地を取得して農業経営を行うことができる農業生産法人の要件は、実際に農地が適正かつ効率的に耕作されることを担保する最低限の要件である。これを満たさない提案に係る第三セクターについては、農業と無関係な事業の比重が高い場合には、事業全般の動向に影響される度合いが高いと言わざるを得ず、その農業経営自体が適切に行われる保証もなく、ひいては、地域農業や地域における土地に及ぼす影響も排除できない。 以上のことから、地方公共団体以外の出資比率が小さく、公共的な観点からの判断がなされると言っても、それが必ずしも農地の適正な利用に適ったものであるという担保はないことから、第三セクターであっても農業生産法人の要件を満たす必要があると考え。 なお、本年4月から、構造改革特別区域法に基づき農地リース方式による農業生産法人以外の法人の農業経営への参入を可能とする農地法の特例措置を実施しているところであり、本制度を活用されたい。			2034010	大郷町(4422)	アグリビジネス特区	農業生産法人の要件緩和		
100020	集落営農組織の法人化に係る農業生産法人の要件の緩和	D-2	-	現に集落営農組織として活動している法人であっても、農業生産法人の要件を満たしがたい場合にあっては、構造改革特別区域法による農業生産法人以外の法人による農地の権利取得を認める農地法の特例措置の活用が可能であると考え。									2081010	神戸市(28100)	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	農業生産法人の要件の緩和	
100030	農業生産法人の構成員要件の緩和	D-3	-	農業生産法人の議決権制限については、先に公布された農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律による農地法の特例規定に基づき、認定農業者である農業生産法人について、関連事業者等の議決権の保有割合を緩和する措置を平成15年度中に講じることとしている。		貴省の回答では、「認定農業者である農業生産法人について、関連事業者等の議決権の保有割合を緩和する措置を平成15年度中に講じることとしている。」とあるが、提案者の要望は実現可能なか、具体的に検討し、回答されたい。	D-3	-	農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律による緩和措置では、認定農業者である農業生産法人について、農外の関連事業者等の議決権の保有割合を二分の一未満まで認める方向で検討しており、提案者の要望は実現できるものと考え。			2203010	柏市(12217)	都市型農業活性化促進特区	農業生産法人の構成員要件の緩和		
100040	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和	D-1	-	提案の内容は、市町村が農地保有合理化事業に取り組みすることで実現可能なものである。 なお、市町村が農地保有合理化事業により取得した農地の売り渡すべき時期については、農地保有の合理化が図られているかどうかの観点から随時判断されるものであり、市町村が農地保有合理化事業により保有する農地を長期にわたって新規就農者等に貸し付けることも現行制度で可能である。		提案者は、市町村が「単にこうした新規就農者への農地貸付の事業のみ」を行えるようにしたいというものであり、農地保有合理化事業を実施しようとするものではなく、「市町村が貸付主体となることで農地の適正かつ効率的な利用は担保される。」としており、これらを踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	D-1	-	農地を取得して新規就農者等の担い手へ貸し付けることは、農地保有合理化事業そのものであり、市町村が本事業に取り込むことで実現可能なものである。 この場合、農地を取得した市町村が、新規就農者等の担い手に貸し付ける等農地を適正かつ効率的に利用できるということを担保するためには、市町村が当該貸付の実施のために農地保有合理化事業規程を作成し、都道府県の承認を受ける必要があると考え。			2190010	北海道(1000)	農村再生特区	地方公共団体(市町村)の農地取得の要件緩和		
100050	宅地と一体的に付随する農地の権利移動に係る「農地取得後の下限面積要件」の緩和	C	-	農地法第3条に規定する下限面積に満たない農地の権利取得は、農業生産性も低く、農地の適正かつ効率的利用が確保されなくおそれがあることから、認められない。 なお、Uターン者が農家住宅を取得しようとする場合に、住宅用地が家庭菜園として利用されている等その機能等からみて社会通念上耕作の目的に供される土地であると認められないような場合は、農地法第3条の許可を受けずに取得することができる。 また、都市住民が趣味的に農作物の栽培を行う場合については、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律により、農地法第3条の許可を受けずに市町村等から農地を借り受けることも可能であるので、この制度を活用されたい。		提案は、中山間地域において、古い農家等を購入し、余暇に菜園での収穫を楽しむいわゆる田園での「スロウライフ」の生活を促進して、「定住の促進、田園風景の維持、空き家・遊休農地・耕作放棄地の解消」を図ろうというものであり、その観点から特区において実施できないか再度検討し、回答されたい。 また、提案は、住宅に付随する家庭菜園(地目:田畑)を取得するものであり、この点も踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	本年10月1日より講じられることとなる農地取得後の下限面積要件の特例措置については、担い手不足と農地の遊休化が深刻な地域において、新規就農者等の受入れの促進により農地の有効利用を図る観点から講じられたものである。 ご提案の、当該特例措置よりも小規模な農地の権利取得については、農業生産性も低く農地の適正かつ効率的な利用が確保されなくおそれがあることから認められない。 特定農地貸付法は、このような10アール未満の小規模な農地において、定型的な条件のもとに行われる貸付けについて都市住民の利用に供することが出来るよう定められたものであり、この制度を利用されたい。 また、農地が否かは、登記簿上の地目によってではなく、その現況から判断されるべきものであるから、当該家庭菜園の登記簿上の地目が田畑である点を踏まえても、Uターン者が農家住宅を取得しようとする場合に、住宅用地が家庭菜園として利用されている等その機能等からみて社会通念上耕作の目的に供される土地であると認められないような場合は、農地法第3条の許可を受けずに取得することができる。			2104010	岡山県(33000)	田舎暮らし促進特区	宅地と一体的に付随する農地の権利移動に係る「農地取得後の下限面積要件」の緩和		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. '措置の分類'の見直し	13. '措置の内容'の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. '措置の分類'の見直し	17. '措置の内容'の見直し	18 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
100060	農地取得下限面積の緩和	D - 1	-	市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画による権利移動の場合は下限面積要件が適用されないこととなり、農外からの新規就農者等についても、市町村が担い手として位置づけた場合には、下限面積要件にかかわらず農地の権利を取得することが可能となっている。 また、下限面積要件について、担い手不足と農地の遊休化が深刻な地域において新規就農者等の受入れの促進による農地の有効利用を図る観点から、本年10月1日からの新たな特区措置として、地方公共団体が下限面積に代わる別段の面積をより弾力的に定めることを可能とする特例を講ずることとしている。		提案内容は、実現可能と解してよいか。	D - 1	-	実現可能と解してよい。					2035010	勝沼町(19304)	勝沼町ぶどうワイン交流特区	農地法、酒税法等の規制緩和による勝沼町ぶどうワイン交流特区
100070	農地開発事業予定地内の農地取得下限面積の緩和	D - 2	-	下限面積要件については、担い手不足と農地の遊休化が深刻な地域において新規就農者等の受入れの促進による農地の有効利用を図る観点から、本年10月1日からの新たな特区措置として、地方公共団体が下限面積より小さい別段の面積をより弾力的に定めることを可能とする特例を講ずることとしている。 なお、野菜、花き等の集約的な農業経営目的で農地を取得する場合や市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画による権利移動の場合は下限面積要件が適用されないこととなり、新規就農者等についても、これらの制度を活用することにより、下限面積要件にかかわらず農地の権利を取得することが可能となっている。										2124010	広島県三次市	三次ニュー・ファーマー特区	農地取得下限面積の緩和
100080	都市農村交流施設設置のための農地転用許可及び農用地区域除外手続きの緩和	D - 1	-	都市農村交流施設の設置については、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく場合については、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、また農地転用許可が可能となることから提案の趣旨を実現できる。		提案内容にあるような「駐車場及び地元農産物販売所等の設置」は、認められると解してよいか。	D - 1	-	「駐車場及び地元の農産物販売所等の設置」については、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画であって、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たすものに基づく施設であれば、農用地区域の変更等が可能となり認められる。					2142010	本荘村(12328)	「白鳥の里、カエルの楽園・本荘レイクサイド道の駅」構想特区	現行の農地法の農地転用、開発行為等の規制の特例を導入
100090	工業団地の整備に係る農用地区域除外手続きの簡素化	D - 1	-	本提案は、工業団地の整備により計画的な市街化を図るものであり、その事業を行う区域については、都市計画法上、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域に位置付けることが適当であると考えられ、その場合、当該区域内農地は、農業委員会への届出で転用が可能である。 また、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域であっても、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく(場合については、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、また農地転用許可が可能となることから提案の趣旨を実現できる。 なお、農用地利用計画の変更に当たっては、都道府県知事の同意は優良農地の確保や都道府県知事の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。		貴省の回答では、「都道府県知事の同意は優良農地の確保や都道府県知事の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。」とあるが、提案内容は、「農業振興計画(農用地利用計画)の変更や農地転用の手続きに大変な時間を要するため、企業ニーズに沿ったタイミングでの用地提供等に弊害が生じる。」とあり、この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D - 1	-	本提案は、工業団地の整備により計画的な市街化を図るものであり、企業ニーズに沿った用地提供をするのであれば、工業用地として優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域に編入することが適当であると考えられ、この場合、農用地区域さらには農業振興地域外の土地となり、農地転用も届出で可能となることから、提案の趣旨は実現できる。 また、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域であっても、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たし、市町村が必要と認めた場合には、市町村農振整備計画を変更して農用地区域から除外することは可能である。また、それら施設が市町村が定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく(場合については、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、また農地転用許可が可能となることから提案の趣旨を実現できる。 なお、農用地利用計画は、国民への食料の安定供給の基盤である優良農地を確保・保全するための基本的な土地利用計画であるから、都道府県知事との協議・同意は、優良農地の確保や都道府県知事の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。また、本計画は土地利用についての勧告、開発行為の制限等の法的効果を伴うことから、計画の変更にあたって関係権利者への計画案の周知、異議申出の機会の付与のため公告・縦覧等の手続きが必要不可欠である。					2171011	越谷市(11222)	ものづくり拠点整備推進特区	農振地域農用地区域除外手続きの簡素化

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. '措置の分類'の見直し	13. '措置の内容'の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. '措置の分類'の見直し	17. '措置の内容'の見直し	18 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
100100	農振地域農用地区域の転用許可権限の委譲	D - 1	-	<p>本提案は、工業団地の整備により計画的な市街化を図るものであり、その事業を行う区域については、都市計画法上、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域に位置付けることが適当であると考えられ、その場合、当該区域内農地は、農業委員会への届出で転用が可能である。</p> <p>また、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域であっても、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく場合には、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、また農地転用許可が可能となることから提案の趣旨を実現できる。</p> <p>なお、農地転用許可については、都市計画法の開発許可と同時にを行うよう運用されており、手続に大変な時間を要しているとの実態にはないと考えており、また、転用許可権限は、国民への食料の安定供給の基盤を確保するとともに生産性の高い農業構造を確立していくために優良農地を確保するという基本的考えに立ち、転用に伴う農業生産への影響等を広域的観点から判断できるように定められているところである。</p>		提案では、農地転用許可権限について「都市計画法施行令第31条に規定する開発面積基準との整合を図る」とあり、これを踏まえ、具体的に検討し、回答されたい。	D - 1	-	<p>本提案は、工業団地の整備により計画的な市街化を図るものであり、企業一帯に沿った用地提供をするのであれば、工業用地として優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域に編入することが適当であると考えられ、この場合、農用地区域さらには農業振興地域外の土地となり、農地転用も届出で可能となることから、提案の趣旨は実現できる。</p> <p>また、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域であっても、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じる恐れがない等の要件を満たし、市町村が必要と認められた場合には、市町村農振整備計画を変更して農用地区域から除外することは可能である。また、それら施設が市町村が定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生ずるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく場合には、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、また農地転用許可が可能となることから提案の趣旨を実現できる。</p> <p>なお、農地転用許可については、都市計画法の開発許可と同時にを行うよう運用されており、手続に大変な時間を要しているとの実態にはないと考えている。</p> <p>また、農地転用許可制度は、国民への食料の安定供給の基盤を確保するとともに生産性の高い農業構造を確立していくために優良農地を確保するという基本的考えに立ち、転用に伴う農業生産への影響等を広域的観点から判断できるように定められているところである。</p>	提案主体の要望は、農地転用の許可権限を都市計画法施行令第31条に規定する開発面積基準との整合をはかるものであり、貴省の回答は、分類と回答内容が一致していないと思われるので、再度、回答の趣旨を明確にされたい。	D - 1	-	<p>本提案は、工業団地の整備により計画的な市街化を図るというものであり、その事業を行う区域については、都市計画法上、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である市街化区域に位置付けることが適当であると考えられる。この場合、当該区域内農地は、農業委員会への届出で転用が可能であることから、転用許可を得る必要もなく、提案の趣旨は実現できる。</p> <p>なお、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域であっても、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがない等の要件を満たしたものに基づく場合には、農用地区域に含まれない土地として、農用地区域の変更が可能であり、また農地転用許可が可能となるから、農地転用の許可権限を都市計画法施行令第31条に規定する開発面積基準との整合をはかることは、両制度はその趣旨・目的が異なるものであり、両者の整合を図るとい観点から転用許可権限の変更を行うことは適当でないものと考えられる。</p>	2171012	越谷市(11222)	ものづくり拠点整備推進特区	農振地域農用地の転用許可権限の委譲
100110	市民農園の附帯施設に係る農地転用許可及び農振法に基づく開発許可の不要化	D - 1	-	<p>駐車場など市民農園施設の設置に伴う農地法第4条第1項の転用許可については、市民農園整備促進法第11条第2項の規定により、市民農園開設者が市町村長の認定した市民農園整備運営計画に従って農地を農地以外のものにする場合には許可があったものとみなすとされており、元来、都道府県知事の許可は不要である。</p> <p>また、農業振興地域の整備に関する法律第15条の15の開発許可については、同条第1項第3号において、農地法第4条第1項の許可に係る土地をその許可の目的に供するために行う行為については、許可が不要であると規定されており、上記の農地の転用許可があったとみなされる場合も都道府県知事の許可は不要である。</p>		市民農園整備促進法に基づく市民農園整備運営計画による施設整備を行うのではなく、小規模の市民農園の附帯施設の整備を行う場合には、農地法による転用許可、農業振興地域の整備に関する法律による開発許可について、許可不要とすることはできないか、具体的に検討し、回答されたい	D - 1	-	<p>元来、市民農園整備促進法は、一般の農地を市民農園にする場合において、農園内に駐車場等の附帯施設を設置しようとする際に必要となる農地法の転用許可や都市計画法の開発許可等についてその手続きが簡素化されるよう特別措置を講じたものである。</p> <p>このことから、特区法第23条においては、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法について特別措置を講じているものであり、ご提案の施設整備を要する際には、市民農園整備促進法に基づく特別措置を利用されたい。</p>	提案主体の意見によれば、「提案の趣旨は、必要最小限の駐車場等の附帯施設を設置する場合には、何らの許認可手続きを要しない特別措置を講ずること」であり、この点を踏まえて、再度、具体的に検討し、回答されたい。	D - 1	-	<p>駐車場等の市民農園施設については、市民農園整備促進法第11条第2項により、市民農園開設者が市町村長の認定した市民農園整備運営計画に従って農地を農地以外のものにする場合は、農地法第4条第1項の許可があったものとみなされ、その場合は、農振法第15条の15の開発許可も不要となるため、駐車場等の市民農園施設を設置したいとする提案の目的は実現できる。</p> <p>市民農園整備促進法に基づく市民農園施設の整備以外の場合であっても、当該施設が農業用施設又は農業の振興に資する施設と認められれば、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがない等を確認した上で農地転用許可が可能である。</p> <p>また、当該施設に転用しようとする農地が農用地区域となっている場合には、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがない等、市町村長が認めた場合には、農業用施設用地に用途変更又は農用地区域から除外することにより農地転用許可が可能であり、この場合、農振法の開発許可は不要であることから、同様に、提案の目的は実現できる。</p> <p>いずれにしても、市民農園施設の立地に当たっては、市民農園の適切かつ円滑な利用を確保し、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること等が必要であり、このような見地から、施設の位置及び規模、施設の設置に伴う被害防除措置等の確認が必要である。</p>	1005010	青森県(2000)	津軽・生命科学活用食料特区	市民農園の附帯施設設置時の農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の特例措置
100120	農業者年金基金経営移譲年金受給者が後継者に使用収益権を設定している農地での市民農園開設の容認	C	-	<p>農地所有者以外の者が市民農園を開設する場合は、構造改革特別区域法第23条第2号の規定に基づき、地方公共団体あるいは農地保有合理化法人から使用貸借又は賃借権の設定を受けて行うこととされている。これは、現に農地の使用収益権を有している者についても同様である。</p> <p>従って、農業者の直系卑属が親から農地の使用収益権の移転を受けている場合についてのみ市民農園を開設するために農地所有者と使用収益権者と地方公共団体との間で事業実施協定を締結することだけで足りるとすることは、農家子弟のみを優遇することとなるため認められない。</p>										1005020	青森県(2000)	津軽・生命科学活用食料特区	農業者年金基金経営移譲年金受給者が後継者に使用収益権を設定している農地での市民農園開設にかかる特例措置
100130	利用権設定事業の市街化区域への拡大	C	-	<p>都市計画法に規定する市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である。このような区域に所在する農地について、担い手へ農地の取得等を促進することは、農業経営基盤の強化を図る趣旨に適合せず、その区域内の土地については、利用権設定等促進事業を実施することはできない。</p>										2165010	今治市(38202)	地産地消推進特区	利用権設定事業の市街化区域への拡大

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
100140	法人格を持たない農業生産集団への利用権の設定の容認	D-1	-	任意団体に対する利用権の設定は、構成員全員の名義により行うことは可能である。										2165040	今治市(38202)	地産地消推進特区	法人格を持たない農業生産集団への利用権の設定
100150	農業委員会の必置規制の廃止	C	-	国民への食料の安定供給のためには、優良農地の確保や、担い手への農地の利用集積などの農地施策を国の責務として推進する必要がある。この施策推進に当たっては、農地や農村地域社会の特質等を踏まえる必要があるが、地域の農地に関する権利調整や利用及び管理を、国又は市町村部局が直接介入して実施することは困難であり、かつ、効果的ではない。 このため、農業者が主体の合議体を農業者の信任の下で組織し、公平、客観的に農地施策を遂行できる仕組みを構築することが、国の農地施策の推進上は不可欠であることから、市町村部局から独立した行政委員会として、公選の農業委員等で構成される農業委員会を必置としているものである。	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003等での指摘も踏まえ、必置基準面積の引上げ等について、制度改正も含めて検討していく。	すでに一部の市町村においては、農業委員会を置かず農地に関する権利調整等を行っており、必置とはなっていない。地域の実情に応じて農業委員会を設置するという方式について、提案を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)を踏まえ、必置基準面積の引上げ等について、次期通常国会への法案の提出に向け検討しているところ。	すでに一部の市町村においては、農業委員会を置かず農地に関する権利調整等を行っており、必置とはなっていない。地域の実情に応じて農業委員会を設置するという方式について、提案を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C	-	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)を踏まえ、必置基準面積の引上げ等について、次期通常国会への法案の提出に向け検討しているところ。	2215050	志木市(11228)	地方自治解放特区	農業委員会の廃止
100160	動植物検疫の24時間・365日化、迅速化	D-1	-	輸入動植物検疫の24時間・365日化については、既存の制度で対応できるものとして回答してきたところである。今後は、港湾管理者より具体的な計画、時間外の輸入動植物の検査の需要予測等が明示された後、食の安全と安心の確保に向けて水際での検疫を適正に実施し、万全の検疫措置を講じるため動物検疫所、植物防疫所として必要な体制整備等を行うことにより進めていきたいと考えている。なお、検疫の24時間化を実施する上では、港湾管理者等により夜間検査に必要な照明等の設備が整備されることが前提となる。このため、これまでに要望のあった港湾等について対応策を検討しているところ。		貴省からの回答では、「これまでに要望のあった港湾等について対応策を検討しているところ。」とあるが、その内容及び対応時期を明確に回答されたい。また、提案者の要望が実現可能なか、具体的に検討し、回答されたい。	D-1	-	執務時間外に動植物防疫官を常駐させるため、現在、要望のあった港を所管する動物検疫所及び植物防疫所における防疫官の増員等の体制整備を検討中。なお、平成16年度以降、体制が整備されれば対応は可能。				1014060	横浜市(14100)	国際物流特区	輸入動植物検疫のフルオープン化	
100160	動植物検疫の24時間・365日化、迅速化	D-1	-	輸入動植物検疫の24時間・365日化については、既存の制度で対応できるものとして回答してきたところである。今後は、港湾管理者より具体的な計画、時間外の輸入動植物の検査の需要予測等が明示された後、食の安全と安心の確保に向けて水際での検疫を適正に実施し、万全の検疫措置を講じるため動物検疫所、植物防疫所として必要な体制整備等を行うことにより進めていきたいと考えている。なお、検疫の24時間化を実施する上では、港湾管理者等により夜間検査に必要な照明等の設備が整備されることが前提となる。このため、これまでに要望のあった港湾等について対応策を検討しているところ。		貴省からの回答では、「これまでに要望のあった港湾等について対応策を検討しているところ。」とあるが、その内容及び対応時期を明確に回答されたい。また、提案者の要望が実現可能なか、具体的に検討し、回答されたい。	D-1	-	執務時間外に動植物防疫官を常駐させるため、現在、要望のあった港を所管する動物検疫所及び植物防疫所における防疫官の増員等の体制整備を検討中。なお、平成16年度以降、体制が整備されれば対応は可能。				1014080	横浜市(14100)	国際物流特区	輸入動植物検疫業務の体制強化・迅速化	
100160	動植物検疫の24時間・365日化、迅速化	D-1	-	輸入動植物検疫の24時間・365日化については、既存の制度で対応できるものとして回答してきたところである。今後は、港湾管理者より具体的な計画、時間外の輸入動植物の検査の需要予測等が明示された後、食の安全と安心の確保に向けて水際での検疫を適正に実施し、万全の検疫措置を講じるため動物検疫所、植物防疫所として必要な体制整備等を行うことにより進めていきたいと考えている。なお、検疫の24時間化を実施する上では、港湾管理者等により夜間検査に必要な照明等の設備が整備されることが前提となる。このため、これまでに要望のあった港湾等について対応策を検討しているところ。		貴省からの回答では、「これまでに要望のあった港湾等について対応策を検討しているところ。」とあるが、その内容及び対応時期を明確に回答されたい。また、提案者の要望が実現可能なか、具体的に検討し、回答されたい。	D-1	-	執務時間外に動植物防疫官を常駐させるため、現在、要望のあった港を所管する動物検疫所及び植物防疫所における防疫官の増員等の体制整備を検討中。なお、平成16年度以降、体制が整備されれば対応は可能。				1020010	東京都(13000)	国際港湾特区	通関・検疫の24時間・365日化	
100170	加工用馬鈴薯の植物検疫上の取扱いの緩和	C	-	検疫有害動植物が付着している植物及び検疫有害動植物が付着しているおそれがある植物の輸入を認めた場合、我が国で未発生病害虫の侵入及びまん延を防止することができないため、我が国の農業生産の安全を確保することが困難となる。特に長期保存が可能で繁殖力が維持される生馬鈴薯からの病害虫の侵入のリスクは、時期に関わらず非常に高く、特定の時期のみ検疫措置を緩和することは検疫技術的観点から困難である。		提案では、「輸入および使用にあたって全量をポテトチップに加工し、植物防疫上問題がおきぬような手を講じる」としており、これを踏まえ、実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	ばれいしょについては、加工用に輸入する場合であっても、我が国で未発生病害虫が付着していれば、輸入港、国内輸送、加工工場周辺の各流通段階において病害虫が分散する恐れがある。 特にばれいしょに甚大な被害を与える細菌、糸状菌などの中には、土壌中に30年以上潜伏するものや、他の野菜類にも被害を及ぼすものもある。このため、海外から我が国未発生病害虫が侵入した場合、(1)ばれいしょのみならず他の野菜類に対しても甚大な被害を与えるおそれがあること、(2)根絶が困難なこと、(3)防除方法が確立していないこと、から我が国の農業生産に重大な支障が生じることとなる。 したがって、(1)生産国(輸出国)植物検疫機関との技術的な検討を踏まえた輸出国側のほ場検査、生産物検査等の植物検疫措置、(2)我が国への輸入時における隔離検疫に代わる迅速な病害虫の検査技術、(3)輸送方法、加工施設の要件、加工工程、排水・残渣処理等における病害虫の分散防止技術などを検討し、適切な病害虫の侵入防止技術を確認する必要がある。しかしながら、これらの技術確立は極めて困難であるため、本提案を採用した場合には、我が国未発生病害虫が侵入するおそれが高いことから、本要請の採用は不適當。			2200010	日本ポテトチップ協会(500100)、山芳製菓株式会社[日本ポテトチップ協会所属(500200)]	加工用馬鈴薯の輸入解禁	加工用馬鈴薯の輸入解禁		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各都道府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各都道府県からの再検討要請に対する回答	15 各都道府県からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18 各都道府県からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
100170	加工用馬鈴薯の植物検疫上の取扱いの緩和	C	-	検疫有害動植物が付着している植物及び検疫有害動植物が付着しているおそれがある植物の輸入を認めた場合、我が国で未発生病害虫の侵入及びまん延を防止することができないため、我が国の農業生産の安全を確保することが困難となる。特に長期保存が可能で繁殖力が維持される生馬鈴薯からの病害虫の侵入のリスクは、時期に関わらず非常に高く、特定の時期のみ検疫措置を緩和することは検疫技術的観点から困難である。		提案では、「輸入および使用にあたって全量をポテトチップに加工し、植物防疫上問題がおきぬような手を講じる」としており、これを踏まえ、実現できないが、再度検討し、回答されたい。	C	-	ばれいしょについては、加工用に輸入する場合であっても、我が国で未発生病害虫が付着していれば、輸入港、国内輸送、加工工場周辺の各流通段階において病害虫が分散する恐れがある。 特にばれいしょに甚大な被害を与える細菌、糸状菌などの中には、土壌中に30年以上潜伏するものや、他の野菜類にも被害を及ぼすものもある。このため、海外から我が国未発生病害虫が侵入した場合、(1)ばれいしょのみならず他の野菜類に対しても甚大な被害を与えるおそれがあること、(2)根絶が困難なこと、(3)防除方法が確立していないこと、から我が国の農業生産に重大な支障が生じることとなる。 したがって、(1)生産国(輸出国)植物検疫機関との技術的な検討を踏まえた輸出国側のほ場検査、生産物検査等の植物検疫措置、(2)我が国への輸入時における隔離検疫に代わる迅速な病害虫の検査技術、(3)輸送方法、加工施設の要件、加工工程、排水・残渣処理等における病害虫の分散防止技術などを検討し、適切な病害虫の侵入防止技術を確立する必要がある。しかしながら、これらの技術確立は極めて困難であるため、本提案を採用した場合には、我が国未発生病害虫が侵入するおそれが高いことから、本要請の採用は不適当。			5060010	日本ポテトチップ協会	加工用馬鈴薯の輸入解禁	ポテトチップ加工用のじゃがいもの期間数量限定の輸入		
100180	補助金適正化法の緩和による農業生産施設の目的外利用の容認	D-1	-	農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事案毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。		提案において例示している「補助事業により導入した園芸用ハウスが、近年の農業情勢の変化により、農業者が経営を断念し、一般企業等が代わりに経営を継続する事例や、農産物加工施設をテナントとして貸し出す」ということは、目的外使用の承認対象となると考えて良いのか、回答されたい。	D-1	-	補助金により取得した財産の目的外使用等については、当該補助金の交付行政庁に財産処分承認申請をすることにより、申請について個別事案毎に審査し、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。 提案内容については、財産処分の具体的な事例が不明であるが、補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、通常、「一般企業等が代わりに経営を継続する事例」及び「農産物加工施設をテナントとして貸し出す」事例については、処分制限残存期間分の補助金相当額について返還することを条件に承認することとなる。			2063010	長野県(20000)	農業生産施設の目的外利用推進特区	補助金適正化法の緩和による農業生産施設の目的外利用の実施		
100190	農業参入する特定法人への農業制度資金貸付の容認	F	-	農業近代化資金、農業保証保険制度については税財源措置を講じており、構造改革特別区域内において特例措置を講じる対象(=規制)ではない。		特区計画の認定を受けて、1001又は1002の特定事業により農業を営む者は、認定農業者として認定を受けることは可能か。また、認定を受ければ、融資対象となると考えて良いか。 なお、特区計画の認定を受けた1001又は1002の特定事業の事業主体については、他の農業者と同等の扱いをすべきとの提案であり、規制の特例措置に伴い同等の措置を求めると、特区の趣旨に合わないものでないことから、特区の検討対象となる。	F	-	農業経営改善計画の認定を市町村に申請できる者は、当該市町村の区域内において「農業経営を営み、又は営もうとする者(法人を含む。)」であることから、特定法人も構造改革特別区域内において「農業経営を営み、又は営もうとする者」として、農業経営改善計画の認定を受けることは可能である。 (なお、1002の特例事業[地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸し付け(事業)については、農地の権利を取得して特定農地貸し付けを行うとする株式会社等の法人は、市民農園の開設主体として、権利を取得した農地について更に都市住民等に使用収益権の設定を行うものであり、自らは「農業経営を営み、又は営もうとする者」には該当しないため、農業経営改善計画の認定を受けることはできない。) 認定農業者は、農業近代化資金の貸付対象者に該当していることから、農業経営改善計画の認定を受けた特定法人は借入資格を有することとなる。	D-1	新規に農業に参入する法人であっても、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより現行制度での貸付は可能であるため、新規参入の障壁は無いと考えている(分類D-1)。 農業経営改善計画の認定を市町村に申請できる者は、当該市町村の区域内において「農業経営を営み、又は営もうとする者」であり、法人も含まれ、また、構造改革特別区域内において農業に参入する一般法人(特定法人)も除外した規定とはなっていない(農業経営基盤強化促進法第12条第1項)。 したがって、特定法人は、農業経営改善計画を作成して市町村に対して提出することが可能であり、さらに、当該計画が市町村の一定の基準(農業経営基盤強化促進法施行規則第14条)に合致するものと認定された場合には、当該特定法人は認定農業者となることができるものである。 (ただし、1002の特例事業を行うとする法人については、自らは「農業経営を営み、又は営もうとする者」には該当しないため、農業経営改善計画の認定を受けることが出来ないことは、前回回答済み。)	2061010	長野県(20000)	農業参入する一般法人等への農業制度資金貸付特区	農業近代化資金助成法及び農業信用保険法の緩和による、農業参入する一般法人等への農業制度資金貸付特区		
100200	特定法人への農業経営支援の容認	F	-	補助事業の事業主体の範囲を拡大し、構造改革特別区域法における農地法等の特例措置の適用を受ける一般法人等を事業主体とすることに該当し、構造改革特区制度の趣旨に反するものである。		提案は、特区計画の認定を受けた1001又は1002の特定事業の事業主体について、他の農業者と同等の扱いをすべきものであり、規制の特例措置に伴い同等の措置を求めると、特区の趣旨に合わないものでないことから、提案について、再度検討し、回答されたい。	F	-	特区計画の認定を受けた1001又は1002の特定事業の事業主体については、補助事業要件を満たせば対象とすることは可能である。	D-1	-	経営構造対策事業は、農家の共同利用施設の整備等を通じて地域農業の担い手となる経営体の育成を推進しているところであり、この観点から、本事業の事業主体は、市町村、農協、第3セクター、農業者等の組織する団体、PFI事業者等の公共団体としているところである。 本事業の事業実施主体は、法律上の許可を受けた法人に限定しているものではなく、特区計画の認定を受けた特定事業の事業主体であっても、農家3戸以上の共同利用形態である「農業者等の組織する団体」としての法人又は任意組合等と認められる場合は対象とすることが可能である。	2062010	長野県(20000)	一般法人の農業経営支援特区	一般法人の農業経営支援	
100210	ロシア漁船の水揚げ寄港に関する「貨物税関申告書」申請手続きの効率化	C	-	「貨物税関申告書」はロシア政府(ロシア国家関税委員会)が発行するものであり、申請方法等手続方法の簡素化については、日本側が関与するものではないため、対応できない。仮に、ロシア側において方式等を簡素化し、日本側においてこれが申請であると確認されるのであれば、その新方式等は全ての日本の港で適用される。		提案では、「「貨物税関申告書」を必要としない国もあるため、ロシア漁船は第三国に漁獲物を水揚げしている現状がある。日本の水産加工業者は、第三国経由で原魚を輸入しており、原魚の安定確保、運搬コスト等で苦慮している。」とあり、他国と同様の取扱いをするなど簡素化できないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	外国人漁業の規制に関する法律(昭和42年法律第60号。以下、「外規法」という。)第4条は、外国漁船が我が国の港を母港化する等によって、我が国漁業の正常な秩序維持に支障が生ずることがないよう、外国漁船が漁場から直接入港することを原則許可制としている。仮にこの規制を緩和すると、例えば海外の便宜置籍船が違法に漁獲したまぐろ等の水産物を我が国に陸揚げするために無制限に寄港する等が可能となり、我が国の漁業秩序に重大な支障を及ぼすことが危惧される。 また外規法に基づく規制は、ロシア政府から首脳レベルで協力を要請されている密漁・密輸問題の解決に貢献しており、これを緩和することはできない。			2011010	石巻市(4202)、石巻商工会議所(50100)、石巻魚市場買受人協同組合(50070)、石巻市水産振興協議会(50110)	北洋漁場における外国漁船入港水揚特区	ロシア漁船の水揚げ寄港に関する「貨物税関申告書」申請手続きの効率化		

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
100220	外国漁船の寄港の許可事務を国の地方事務所が実施することの可能化	B	、	・瀬戸内・九州漁業調整事務所以外の漁業調整事務所の管轄区域に係る外国漁船の寄港許可に関する申請については、件数が僅少(年間2~3件)であるため、現在は一括して水産庁が本庁において許可事務を行っている。 ・今回の提案を踏まえて、各漁業調整事務所の管轄区域に係る申請については、許可に関する事務を各漁業調整事務所が行うこととする方向で検討する。(平成16年度中に検討。)		16年度中に検討し、当該年度内に措置するものと解して良いか。	B	-	平成16年度中に措置を前提とする方向で検討を行う。					2011020	石巻市(4202)、石巻商工会議所(50100)、石巻魚市場買受人協同組合(50070)、石巻市水産振興協議会(50110)	北洋漁場における外国漁船入港水揚特区	ロシア漁船の修繕や漁具・日用品積み込みのための寄港手続きの緩和